

第43回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年9月11日（火）15:30～17:02

2. 場所：合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）原英史（座長）、大田弘子（議長）、飯田泰之、高橋滋、森下竜一
八代尚宏

（政府）濱野内閣審議官

（事務局）田和規制改革推進室室長、窪田規制改革推進室次長、
森山規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、垣内参事官

（ヒアリング）総務省自治行政局 稲原浩地域情報政策室長

文部科学省 平野統三大臣官房審議官（生涯学習政策担当）

文部科学省 下間康行大臣官房審議官（初等中等教育局担当）

文部科学省生涯学習政策局 高谷浩樹情報教育課長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 田中義恭教育制度改革室長

文部科学省初等中等教育局教職員課 長谷浩之教員免許企画室長

4. 議題：

（開会）

議題1 地方自治体の保有するデータの活用（フォローアップ）

議題2 IT時代の遠隔教育について（フォローアップ）

（閉会）

5. 議事概要：

○垣内参事官 それでは、定刻となりましたので「規制改革推進会議」第43回「投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は、大田議長も出席しております。高橋委員は遅れて出席予定であり、吉田座長代理、角川専門委員、村上専門委員が所用により御欠席です。

それでは、ここからの進行は原座長にお願いいたします。

○原座長 本日の議題1は「地方自治体の保有するデータの活用」です。

本件については、当会議において第1期より議論を行ってまいりました。本年6月に「地方自治体が保有するパーソナルデータを同じルールで円滑に利活用するための工程の明確

化」「立法措置の在り方の検討」などについて答申を行い、その後、規制改革実施計画に盛り込まれたところです。

先月開始された総務省の有識者検討会において、今後の工程などもお示しになっているということでございます。今日は、そのフォローアップを行いたいと思います。

では、総務省さんからお願いいたします。

○総務省（稲原室長） 総務省の地域情報政策室長の稲原と申します。今日は、よろしくお願いいたします。

今、座長のほうからございましたように、地方公共団体の保有するパーソナルデータに関しまして、現状を御報告させていただきます。

資料1、横の資料をお開きいただきたいと思います。

まず、1ページ目でございますけれども、これは、御案内のとおり規制改革実施計画でございます。おさらいという意味もつけまして、これにつけさせていただいているところでございます。

かいつまんで御説明をさせていただきますと、地方自治体の保有するデータの活用ということで書いているところでございます。

地方公共団体が保有するパーソナルデータ、これにつきまして、同じルールで円滑に活用することが可能な環境を迅速に実現するための工程（立法措置か条例整備かの整理等も含む。）を明確化するということでございます。

これは「実施時期」が下側に書いてございますように、工程については、平成30年度の上期措置ということとさせていただいております。

その工程に基づき、その活用事例の整理を行いますとともに、現行の地方における活用ルールの実効性を検証し、その結果を踏まえ、立法措置（作成組織の整備を含む。）のあり方について具体的な論点を整理し、結論を得る。それとともに、事業採算性等の実効性を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずるということで整理をさせていただき、その実施時期につきましては、その下に書いてございますように、平成30年度、今年度に立法措置のあり方について検討・結論を得る。

平成31年度に必要な措置については講ずるということで、6月15日に整理をさせていただいていたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、2ページ目でございますけれども、今、申しあげました規制改革実施計画の内容を踏まえますとともに、平成29年度に、2ページ目の「（1）趣旨」のところに書いてございます検討会を立ち上げさせていただいていたところでございます。

こちらにつきましては、平成30年4月20日に報告書を公表させていただき、かねての規制改革推進会議のほうでも御報告をさせていただいていたところでございます。

その検討会の中におきまして、地方公共団体の非識別加工情報の活用をより効率的に行う観点から、データを利活用する民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスで

きる環境の整備及びこれに伴う地方団体の負担軽減について作成組織等の検討を進める必要があるとされておりました。

こういったことを踏まえまして、新たな検討会、題名は上に書いてございますとおりでございますが、これを立ち上げたところでございます。

「(2) スケジュール」と書いてございますけれども、8月21日に第1回を開催させていただいております。

その後、2ポツ目、3ポツ目で書いてございますが、先ほど申し上げました規制改革実施計画に基づきまして、平成30年度内、作成組織に関する立法措置のあり方について整理をさせていただきたいと考えてございます。

その後、平成31年度において作成組織の実効性の検証結果を踏まえた具体的な措置のあり方について検討を進めてまいりたいと考えてございます。

構成員につきましては、ここに掲げさせていただいている各有識者の方々をお願いをしているというところでございます。

3ページ、4ページでございます。

先に4ページのほうを簡潔に御説明させていただきたいと思っております。

先ほど来、作成組織と申し上げているもののイメージを整理しているものでございまして、これは、先般の規制改革推進会議のほうでも御報告をさせていただいていた図になります。

昨年度の検討会の報告書の中で出させていただいているイメージでございまして、特徴を幾つか書いてございます。①から⑤まで書いてございますけれども、端的に申し上げますと、非識別加工情報の作成、データの作成については、地方公共団体とは別の組織の事務として、地方公共団体が保有している個人情報の提供を受けて、非識別加工情報を作成する組織について一定の基準に基づき国が認定をするということが1点挙げられております。

もう一点目といたしまして、作成組織において、民間事業者からの提案を受けつけるという形でございます。

③番でございますけれども、その提案に対応するために必要となる個人情報について、地方公共団体に対して、情報提供を、この作成組織は要請します。地方公共団体は、その要請に基づきまして、個人情報の目的外提供の可否を判断の上、提供します。

そうした後に、作成組織において提供を受けた個人情報に係ります非識別加工情報を作成し、利用する事業者のほうに提供していくと、そういうイメージでございました。

これにつきまして、お戻りして恐縮でございますが、縦横混在してございますけれども、3ページ目をご覧いただきたいと思っております。

こちらは、8月21日の検討会の第1回に配付しました資料でございまして、今後、この検討会において検討を進めていく主な項目を整理しているものでございます。

大きく分けまして、IとIIということで整理をいたしておりますが、Iのほうにつきま

しては、これまでの検討の背景でありますとか、検討の内容というものを、改めて整理をしていこうということで設けているものでございまして「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの制度の検討の背景及び検討内容」ということとございまして「1 基本的な考え方」ということで「(1) 制度検討の背景」でありますとか「(2) 現状と課題」「(3) 検討の方向性」を整理してまいりたいと考えてございます。

「2 基本的な枠組み」ということで書いてございますけれども「(1) 地方公共団体とは別の組織による利用者ニーズを踏まえた効率的な加工」ということで、先ほど4ページ目でお示しをした作成組織の検討を進めていくということを確認したいと考えてございます。

また「(2) 実効性ある制度運用の確保」というところも基本的な枠組みのほうで整理をしてまいりたいと考えてございます。

「II 地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの制度に係る主な検討項目」ということで書いています。

こちらにつきましては、先ほど1ページ目で申し上げました規制改革実施計画の中で立法措置のあり方について具体的な論点を整理し、結論を得ると書いているところでございまして、その論点の主な大項目を示しているというものでございます。

1番目から7番目まで書いてございますけれども、ここに示しているような項目について、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

1点目といたしましては、どのような加工の基準を考えていくのかという点。

2番目といたしまして、加工の対象となる個人情報の範囲について、どのように整理するのか。

3番目といたしましては、地方公共団体からの個人情報を円滑に提供いただくため、どんな論点があるのか。

4番目としては、作成組織に必要なセキュリティの基準でございまして。

5番目といたしましては、作成組織の認定等、国の関与のあり方がどうあるべきかという点。

6番目といたしましては、個人情報に係るデータ形式。

7番目といたしましては、作成組織における非識別加工情報の提供と各団体の条例における非識別加工情報の関係ということでして、こういった点について、今後、整理を進めてまいりたいと考えております。

最後、5ページ目でございます。

「地方公共団体の保有するパーソナルデータに関する作業工程」ということで書いてございます。

下の線表と上の四角の中の文言をあわせて、作業工程ということで整理をさせていただいておりますけれども、下の線表のほうをごらんいただければと思います。

こちらにつきましては、先ほど申し上げました閣議決定の内容というものを可視化した

ような形で整理をさせていただいているところでございます。

工程の明確化を30年度上期に行いまして、下期にかけまして、非識別加工情報の活用事例の整理を行ってまいりたいと考えてございます。

あわせまして、先ほど項目を幾つか御説明申し上げましたけれども、作成組織に関して立法措置のあり方について具体的な論点を整理し、結論を得るということでございます。

また、事業採算性等の実効性を検証し、その結果に基づき必要な措置を31年度に講ずるということで書いておるところでございます。

こういった作業を進めるに当たりまして、2つポイントを書いてございますが、1つ目のポイントでございます。

第1番目につきましては、「規制改革実施計画」で書いてある内容を書いてございます。こういった環境を迅速に実現するために作成組織に係る立法措置のあり方について、下記の工程に従って検討を進めるということでございます。

その際、非識別加工情報の仕組みを導入するための条例改正は不要となるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、作成組織の検討を進める過程においても、地域のデータ利活用を積極的に推進するという観点から、自主的に条例を整備する場合には、必要な情報提供等を総務省として行っていきたいと考えております。

現状、このような形で地方公共団体の保有するパーソナルデータの利活用については検討を進めている状況でございます。

私からは、以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

この問題、もう長く議論をさせていただいておりまして、昨年2017年の第1次答申のときから、この問題を取り上げておりました。

第1次答申、昨年の答申では、立法措置を含めた検討を2017年度中、平成29年度中にやっていたかどうかということになってはいたわけですが。

それが、どうなったかに関しては、違うとおっしゃるかもしれませんが、少なくとも私の理解では立法措置の検討はしていただけなかった。立法措置の検討の準備のお勉強ぐらまでしていただいたということだろうと思います。

ですので、今回、今年の6月の答申で改めて立法措置をより明確な形にしてきっちりやっていたかどうかということをお願いした。こういう経過だと思っております。

したがって、私たちが、今年度は、また、スケジュールがおくれてしまうということには決してならないように、しつこくフォローアップをさせていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

済みません、先に私から3点ほど、簡単な確認だけさせていただきたいのですが、最後の5ページの作業工程の表でございます。

まず、1点目ですが、立法措置、具体的にいつなされるのか、もう少し明確に教えてい

ただければと思います。法案がいつ出るのでしょうか。それまでにどういった準備があるのか。これが1点目です。

2点目ですが、5ページの上の枠で囲ってある2つ目の○のところで、自治体に条例を整備する場合には、必要な情報提供などを行うということでした。

一方で、上のところで書かれているとおり、立法措置を進めれば、条例改正は、基本的には不要になるということなのだと思います。これは、どういった情報提供をされるのか、つまり、自治体に対しては、条例整備は必要なくなるのですよと、平成31年度、どこのタイミングなのかわかりませんが、そこで法案が出れば、条例整備が必要なくなるのですという情報提供をされるのかどうか、そこがよくわからなかったので、もう少し情報提供の中身を教えていただければと思います。

3点目、2つ目に付随をいたしますが、今年の春の段階の御説明では、全国で500近い自治体が既に条例整備の準備をされているということだったと思います。これが、現時点においてどうなっているのか、こういった立法措置を進めるということに伴って減っているのか、あるいはふえているのか、その状況、また、今後どうしていこうとされているのかを教えていただければと思います。

以上です。

○総務省（稲原室長） まず、1点目の点につきましては、現時点では、閣議決定された規制改革実施計画の内容を申し上げることになるかと思っておりますけれども、まず、今年度内において立法措置のあり方について具体的な論点を整理することとしております。

その結論を得て、それとともに事業採算性の実効性を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずると書かれているところでございます。

その必要な措置については、平成31年度ということになってございますので、今、座長がおっしゃった立法措置というものについては、この事業採算性等の実効性の検証を行って、その結果に基づいてということでございますけれども、必要な措置については平成31年度措置ということで予定をしているところでございます。

それから、自治体への情報提供ということでございますけれども、5ページ目の2つ目のポツについては、3番目の御質問と関係するかもしれませんが、私どもが、こういった検討を行う間であっても、現行、条例改正で非識別加工情報の仕組みを導入することは可能でございますので、条例改正を行おうとする団体に対しては、例えば、条例をどう改正したらいいかということについて、これまでも情報提供をしてございましたけれども、その内容等について技術的助言を行うというものでございます。

若干わかりにくかったかもしれませんが、1つ目の○で書いてある条例改正は不要というものにつきましては、これを作成組織で非識別加工情報というものをつくっていかうとする場合の地方公共団体の対応として、そのために条例改正は必要ないという枠組みにしたいと考えてございます。

したがって、1つ目の○については、作成組織を前提とした場合の考え方の整理でございまして、2つ目は、その間であっても地方公共団体独自で非識別加工情報の仕組みを導入したいという場合には、これまでどおり条例改正のひな形をお示ししておるところでございますけれども、それに関連した助言はしてまいりたいということでございます。

最後、3点目でございますけれども、全国で500団体近い団体が検討しているということでありましたけれども、正確に言いますと、500団体が条例の作業を行っているというわけではなくて検討をしているということでございまして、なおかつ総務省のほうで持っている情報としては、いつの段階までに条例改正をするといったようなことまで熟度が高い調査結果ではなかったわけでございます。

したがって、この500団体が、今、どうしているかということについては、昨年2月時点の調査でございますので、その後の状況については、特段調査はしておらないわけでございますが、現状、総務省のほうには、例えば、今は9月議会のシーズンになりますけれども、9月議会において条例を改正したいといったような個別具体の相談といったようなものはまいていないという状況でございます。

以上です。

○原座長 まず、1点目ですけれども、工程については、閣議決定に書いてあることだけ、そのまま書いていただいてもだめで、閣議決定では、9月までに工程を明確にしてくださいと書いてありますので、ぜひ、先ほど伺った法案がいつ出るのか、それまでにどういう準備がなされるのか、これをもう少し明確に教えていただきたいと思います。今日、もし、お答えいただけないのであれば、9月中で結構ですので、また、改めて教えていただければと思います。

それから、条例に関しては、今、おっしゃられたような工程を示すことによって、作成組織を使えば、条例改正が不要になるのか、不要になるとおっしゃっているのだと思いますが、それが、今の作業工程の示し方だと明確になっていない。なお書きで、むしろ自治体で条例整備をするのだったら情報提供をしますよという、アクセルとブレーキと両方言われているように見えるものですから、そこを今回の総務省さんでされている検討によって、基本的には条例改正が不要となるように検討が進められているということ、より明確に説明をしていただいたほうがいいのではないかと思います。

一旦、私からは、以上でございます。

ほかの方は、いかがでしょうか。

お願いします。

○大田議長 ありがとうございます。

今の原座長の指摘とかぶるのですが、改めて工程については、9月中に作成していただくのかどうかということと、それは、検討会とは関係なく作成なさるのかどうか、これが1点です。

次に、立法措置に関しては、今のお話だと、来年4月までに立法措置のあり方について

結論を得て、「31年度中に措置」ですから、おそくとも31年度の通常国会には法案提出と受けとめていいのかどうか、これが2点目です。

それから、閣議決定では、上期に迅速に実現するための工程（立法措置か条例整備かの整理等を含む。）を明確化し、30年度中に、その工程に基づいて、立法措置（作成組織の整備を含む。）のあり方について、具体的な論点を整理し、結論を得る、となっているわけですが、今のお話でいくと、結局、迅速に実現するための工程は立法措置であり、その立法措置の中身は作成組織の整備であると結論づけられたのかどうか、そこがはっきりしなかったもので、改めて教えてください。

以上です。

○総務省（稲原室長）　ありがとうございます。

まず、工程につきましては、有識者会議を立ち上げているということもありまして、8月21日の有識者検討会に、これをお示しさせていただいたということでございますけれども、決めるのは、総務省のほうで決めるものだと認識をいたしております。

それから、法案の時期についておっしゃられたところなのですが、閣議決定で申し上げますと、必要な措置について、措置を講ずるということは平成31年度の措置ということになってございますので、31年度ということになれば、通常国会で言えば、32年の通常国会と、これは、この閣議決定の文案をめぐって、議長、座長とお話をさせていただいたときと同じ認識だと思っております。

それから、立法措置については、作成組織を前提としているのかということでございますけれども、今回の検討会及び昨年度開催しました有識者検討会の議論を踏まえまして、やはり、効率的な組織というものは作成組織であろうと、地方公共団体に加工させるのではなくて、第三者が個人情報を受け取って加工するというものが望ましいと考えておりますので、この組織を前提に法的な論点を詰めてまいりたいと考えております。

○大田議長　ありがとうございます。

1つ目の工程については、9月末までにつくってお示しくださるということでよろしいわけですね。

○総務省（稲原室長）　この5ページ目を、私どもとしては、工程と考えてございますので、これに基づいて、今後、必要な作業を進めてまいりたいと考えております。

○大田議長　先ほど稲原さんもおっしゃったように、5ページは、閣議決定の実施時期を図にただけです。これは工程とは言わなくて、実施時期を図にすると、こうなるということだと思えますが。

○総務省（稲原室長）　私どもとしては、検討につきましては、閣議決定の後、有識者会議を1回開いたという時点でございますので、これ以上の具体的なものを工程という形でお示しするのは、ちょっと難しいかなと思っておりますけれども、検討会のほうでも立法措置のあり方についての具体的な論点、具体的に申し上げますと、3ページ目に書いてございますけれども、こういったものについて検討を進めていきたいと考えてございますの

で、この点については、作業をしっかりとやっていきたいと考えております。

○原座長 作業も、もちろんしっかりやっていただきたいのですが、繰り返しですけれども、工程を明確にさせていただく、これは、9月の末までにやっていただくということになっていますので、これは、工程が明確になっていると、私たちは思っていないので、ぜひ、よろしくお願いします。

どうぞ。

○森下委員 作成組織のイメージなのですが、これは、各市ごとに1個ずつできていくというイメージなのですかね。

○総務省（稲原室長） 各団体ごとですと、現状と変わりませんので、当然のことながら、非常に少ない数を想定いたしております。

○森下委員 そのときの都道府県、市町村との結びつきというのは、それぞれの作成組織を自治体を選んで頼むというイメージなのですか、どういうふうに割り振るのですか。

○総務省（稲原室長） どちらかといいますと、作成組織のほうから地方公共団体に対して情報提供を依頼するという形を考えてございます。

○森下委員 そこにおいては、地域性はなく、例えば、東京にあったものが大阪に出しても構わない。むしろ、どちらかという、何を得意にするかという形で作成組織ができるというイメージでよろしいのですか。

○総務省（稲原室長） まだ具体的な検討まで進んでいないのですが、今、先生がおっしゃったようなことも十分想定されるだろうと考えております。

○森下委員 その作成組織の、いわゆる法人格というのは何かとか、法人格は要るか、要らないか、結構詳細な検討がされているというふうに聞いていたのですが、そういうのも、ひょっとしてまだという理解ですかね。そうであれば、かなり急がないと、動き出すのにまだまだ時間がかかるように思うのですが、どうでしょうか。

○総務省（稲原室長） 当然のことながら、個人情報を取り扱いますので、その辺のセキュリティ基準というものについては、先行する他の制度も踏まえながら議論をしていく必要があると考えてございます。

○森下委員 ちょっとしつこいようですが、いつごろに、その議論は終わるのですか。

○総務省（稲原室長） 法的な論点については、年度内に整理するという事は決まっておりますので、それに間に合うように議論を整理したいと考えてございます。

○高橋委員 今の点は、JLISとか、先行する制度・法人がありますので、比較的検討が容易になるかなと思います。1点、条例改正は不要だということの理解なのですが、例えば、情報公開条例について不開示事由をいじることになりますね。情報公開法のほうを国のほうでいじりましたし、例えば、個人情報保護条例とか、自治体の情報公開条例があった場合に、その定義規定とかは、変更する必要があると思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○総務省（稲原室長） 基本的に地方公共団体からいたしますと、保有している個人情報

の第三者提供になるということでもあります。

その際には、幾つか第三者提供の仕組みとして、個人情報を作成組織に提供できるように、そういう制度にしたいという考えでございます。

○高橋委員 第三者提供制度のほうのルートで行くと。

○総務省（稲原室長） 現在、考えているのは、その仕組みでできないかということを考えています。

○高橋委員 わかりました。どうもありがとうございます。

○原座長 あとは、いかがでございましょうか。よろしゅうございませうか。

そうしたら、先ほどの確認も含めて、何点かお願いをさせていただきたいのですが、まず、1点目は、工程の明確化、これは、より明確な工程を9月の末までにお示しをいただきたいと思えます。

2つ目でございますが、先ほど、議長からの御質問に対して、法案の時期、32年の通常国会というイメージでございましてのお答えだったかと思えます。

31年度と書いてありますから、もちろん32年の通常国会を含むわけですが、一方で、私たちが、もともとこの議論をしていた経過からしますと、ビッグデータの活用は、ともかく急ぐと思っております。第4次産業革命、Society 5.0を実現していく中で、極めて重要な喫緊の課題でございますので、できる限りの前倒しでの検討を進めていただきたい。これが2点目です。

3点目でございますが、これが最後なのですけれども、ルールを作ったけれども、結局使えなかったというようなルールにはならないように、ぜひお願いをしたいと思います。

その観点で、この検討過程で、恐らく年内の、ここ数カ月になるのかと思えますが、ぜひお願いをしたいのは、海外での事例、海外の公的機関でのデータの活用事例を、ぜひ徹底的に研究をしていただけないかと思えます。

日本の企業や自治体に活用事例とか、利用ニーズとかを聞いても余り出てこないと思うのです。これは、去年やられた検討会でも同じような話があったかと思えます。これは、仕方のない面があって、鶏と卵で、今、公的機関のデータの活用について、日本では、まだルールが整備されていないので、まだ、企業も自治体も真剣に考えていないという状況だと思えます。

したがって、国内で利用者ニーズを聞いて、余りありませんねとか、少し見当違いな話をしていてもしょうがなく、ぜひ、海外でデータの活用がうまく進んでいる事例を徹底的に研究いただきたい。

以上、3点をぜひお願いできればと思えます。

○総務省（稲原室長） 今、3点いただいたのですけれども、特に3点目について、私ども、何も勝手に新しい制度をやらうとしているわけではなくて、既に民間事業者ですとか、国の府省で入っている非識別加工情報というものを、いかに地方公共団体が持っている情報を加工していくかという、1つ外縁が決められている中でやっておりますので、したが

って、海外のデータの利活用の状況を調べなさいと言われても、その活用の状況について、1からやっているわけではありませんので、そこで知見が得られたから、では、非識別加工情報と別なものをやれという議論になるのであれば、それは、今、ここで議論をしているものとは違うのではないかと思います。

○原座長 そんなことはない。

○総務省（稲原室長） それもありますし、あと、私どもヒューマンリソースが限られている中でやっておりますので、もっと言えば、非識別加工情報というものを入れるときには、原座長も御案内のとおり、政府の中で相当な議論をされてやられてきたと承知しておりますので、その辺の経緯などを御参考いただければありがたいなと思った次第です。

○原座長 ヒューマンリソースが限られていることは、もちろんわかっていますし、その中で、せび、急いでやっていただきたいと思っているのですが、私が経緯などを参考にしてもしようがなく、ぜひ、そちらが海外の事例を参考にして検討いただきたいのです。

それを申し上げているのは、別に一から調べてくださいなどとは言っていないのです。これは、個人情報保護法の改正をやるときに、個人情報保護法でも調べているし、また、IT室でオープンデータの検討をする中でも海外の事例をたくさん調べられていますから、ぜひ、そういったものをしっかり共有して、それで、細部のルール設定、もちろん、作成組織の検討をする中で、生かせる部分がたくさんあると思いますから、という趣旨のことを申し上げます。

○総務省（稲原室長） あくまでも非識別加工情報をいかに効率的にやっていこうかということによってやっておりますので、海外事例をどのようにその中に生かすのかというのは、ちょっと私、イメージがわからないのですけれども。

○原座長 非識別加工の情報について、情報を加工するときのルールのあり方、これは、今回検討をされる中でも、さらに詳細を検討されるべきことだと思います。

○総務省（稲原室長） 先ほど座長もおっしゃられた、個人情報保護法と行政機関個人情報保護法を改正するときの海外事例の把握等については確認をさせていただきたいと思います。

○原座長 ともかく繰り返し申し上げたいのは、一遍、何かこういった方向になってしまいましたのでといったことに引張られて、結局、使えないルールをみんなで作っていることになったら全く意味がないと思いますので、ぜひ、そういったことにならないように、しっかりと検討をお願いできないかと思います。

よろしゅうございましょうか。

では、どうも大変ありがとうございました。

（総務省 退室）

（文部科学省 入室）

○原座長 では、次に議題の2「IT時代の遠隔教育について」に移らせていただきます。

本件については、参考資料のとおり、昨年5月に「遠隔教育の本格的な推進のため施策

方針」や「免許外教科担任の縮小に向けた方策」などの項目を含む答申を行いました。文部科学省においては、本年度上期までに「遠隔教育の本格的推進のための施策方針」の取りまとめを行うこと。また、平成30年度までに「免許外教科担任の縮小に向けた制度の在り方の見直し」について結論を得て措置することなどが、昨年6月の規制改革実施計画に盛り込まれたところでは。

その後、規制改革実施計画のフォローアップに先立ち、7月24日に開催した当ワーキング・グループでは、経済産業省からEdTechに係る提言について、また、地方創生推進事務局から国家戦略特区ワーキング・グループにおける遠隔教育に関する議論について、ヒアリングを行ったところです。

本日は、こうした状況を踏まえて、文部科学省さんから「遠隔教育の本格的な推進のための施策方針」また「免許外教科担任の縮小に向けた方策」の検討状況についてヒアリングを行いたいと思います。

では、お願いいたします。

○文部科学省(下間審議官) ありがとうございます。初等中等教育局担当の大臣官房審議官の下間でございます。よろしくお願いいたします。

昨年6月に閣議決定された規制改革実施計画を受けた対応について御説明申し上げます。

1 ページは、閣議決定の内容でございますけれども、御案内のとおりかと存じます。本格的推進のための施策方針の取りまとめを行い、学校関係者への周知を行うことという点と、免許外の教科担任について許可を行う場合の考え方や留意事項等について検討し、整理すると、制度のあり方の見直しについて検討をするということについて文部科学省として検討を行ってきた状況についての御説明でございます。

2 ページ目でございますけれども、まず、遠隔教育の推進に向けた施策の方針についてでございますが、1 にございますように、遠隔教育が効果的な学習場面や遠隔システムを活用する際の課題、留意点等について検討を行い、改善、充実を図っていくことが必要であるということで、丹羽副大臣を主査とするタスクフォースを設置いたしまして、施策方針の取りまとめに向けて議論を進めてきたところでございます。

次回が9月14日の会議で取りまとめ、公表の予定ということで、その中で、遠隔教育の特質と課題につきましても、特質として、遠隔システムを活用することにより、対面授業だけでは実現できないような活動が可能になる。

他方、さまざまな事情により、対面授業を受けることが困難な児童生徒にとって学習機会の提供という観点から重要な役割を果たす。

ただ、教師と児童生徒、児童生徒同士の日常的な直接の触れ合いが教育の基盤であり、遠隔教育は効果を発揮する前提として、その基盤が成立していることが不可欠ということ。

遠隔教育を推進するに当たっての課題としては、1 にございますとおり、遠隔教育の効果とか、実践について教育関係者の理解が必ずしも十分ではなく、一人一人の児童生徒の状況等に応じた学習機会を提供するという観点から、遠隔教育を効果的に活用する余地が

ございます。

また、2にあるように、配信側において児童生徒の細かい表情や動作等が把握できないため、適時適切な指導や声かけ、的確な学習評価に限界がある。

また、学校においては、受信側においてけが等のリスクがある。例えば、ここに括弧書きでございますけれども、理科の実験でありますとか、家庭の調理実習といったようなものにつきましては、安全に授業を行う上での十分な配慮と対応が必要である。

それから、教育現場における遠隔教育の実践が蓄積として少ないために、効果的に行う指導方法等が明確とは言えないという状況があることが挙げられる。

3、4にございますように、機器等のトラブルにより授業の進行に支障が生じるリスクあるいは整備に大きな費用が生じ、財政的な負担が生じるということも課題として挙げられてございます。

これらを踏まえた推進方策といたしまして、3ページでございますが、一人一人の状況に応じた学習機会を提供する観点からの遠隔教育の効果的な活用を普及していくために、遠隔教育の効果を期待しやすい学習場面や目的、活動例等を類型化したところでございます。

まず、授業として行うものの類型として、「合同授業型」、「教師支援型」、「教科・科目充実型」の3つの整理をいたしました。

1つ目の「合同授業型」は、御案内のとおり、小規模校等の授業において、学校の授業同士をつないで、児童生徒が多様な意見や考えに触れて学びを深めたり、社会性を涵養したりする機会の充実を図るというようなことが主な効果としてございます。

2つ目の「教師支援型」につきましては、専門性の高い外部講師の活用による指導の充実とか、興味、関心を喚起する学習環境の実現を図るため、ALTや専門家の活用、博物館、美術館等と連携した学習、専門性の高い教師による免許外教科担任への支援などもさらに活用することが考えられるということでございます。

3つ目の「教科・科目充実型」は、高等学校の段階において、生徒に多様な選択を可能とする学習環境を提供するために、先進的な授業や、小規模校での多様な科目開設などを行うものでございまして、この場合、受信側の教師は、必ずしも当該教科の免許を持たなくてもよいこととしてございます。

このほか、遠隔教育は、さまざまな事情により、通学が困難な児童生徒の学習機会の確保を図る観点から、不登校児童生徒に対する自宅等での学習や、病気療養児に対する病院等での学習においても活用すべきと考えてございます。

この点、不登校児童につきましては、右側の一番下のところでございますけれども、出席扱いとし、評価に反映する制度がある一方で、小中学校段階の病気療養児については、受信側に教師がいない場合は出席とはならず、学習成果が評価に反映されないこと。また、このことが児童生徒の学習意欲の減退につながっていることなどが課題となっているところでございます。

これらを踏まえまして、4ページでございますが、文部科学省として、遠隔教育の活用を促すために、新たに以下の3点の制度改革に取り組んでいくということを考えてございます。

まず、免許外教科担任の授業を担当にせざるを得ない場合、教科指導の充実を図る観点から遠隔システムを活用して、当該教科の免許状を有し、優れた指導力を有する他校の専門性の高い教師が遠隔地より参加し、免許外教科担任とともに授業を行うことにより、授業の質を高めるとともに、当該担任の資質能力の向上にもつなげる取り組みを推進するというところでございます。

2点目は、小中学校段階の病気療養児に対する遠隔教育については、教育機会の確保や学習意欲の維持向上、円滑な復学につながるといった効果が見られますことから、一定の要件のもとで、出席扱いとして学習評価に反映できるように制度改正を行いたいと考えてございます。

不登校の児童生徒に対しましては、遠隔教育を含め、自宅や教育支援センターあるいは民間施設等におけるICT等を活用した学習活動を促進する観点から、実施に当たっての留意事項や、実際の取り組み事例について学校関係者に周知をしまいたいと考えてございます。

課題の2つ目に挙げた指導上の課題については、これまでの実績を踏まえたガイドブックの作成、配付や、各種会議での広報、周知等を積極的に進め、これまでの優れた実践例や課題の解決例を発信して、一層の周知を図ってまいりたいと考えてございます。

具体的には、効果を期待しやすい学習場面の整理や、遠隔教育の効果を高めるための体制整備のポイント、効果的、継続的に遠隔教育を実施していくための教員研修の具体的な項目、指導上、安全上の留意点などについて発信してまいりたいと考えてございます。

5ページでありますけれども、課題の3つ目に挙げた授業進行上の課題に対しましては、トラブルが発生する可能性が低減する導入例や、生じ得る主なトラブルと対策例を整理し、発信していくとともに、ICT支援員の配置促進やアドバイザーの活用を推進してまいります。

財政的な負担につきましては、各自治体が遠隔教育に係る整備を進めることができるように、必要となる機器や費用を例示したり、期待される教育効果を示すことにより、各自治体における予算措置や環境整備をしまいたいと考えてございます。

文部科学省としては、遠隔教育がそれぞれの学校現場が抱える課題、一人一人の学習ニーズに応じまして、さまざまな場面において、学びの質を大きく向上させる可能性があることを認識してございますので、今後とも効果的な活用場面について、学校現場への周知を図るとともに、技術の進展に応じまして、遠隔教育に係る施策を総合的に推進してまいりたいと考えてございます。

6ページ以下が、免許外教科担任制度のあり方に関する検討会議の報告の（案）でございます。

こちらにつきましては、9月18日の会議で報告（案）についてお示しをしたいと考えてございますが、これまで5回の会議を開催いたしまして、現在、取りまとめに向けての議論を行っています。

免許外教科担任制度の内容については割愛させていただきますけれども、もともと昭和20年代に免許状を有する教師が全国的に不足する中で導入されて、この制度が必要な状況というのは、現在、変化しているのですけれども、一方で、急な教員需要が生じた場合とか、配置されている教師ではカバーできない授業時数がある場合など、各学校の個別の事情により生じるニーズを適切に調整するために制度を利用しているということでございます。

それから、免許外教科担任の許可件数というのは、長期的には減少してございますけれども、右側のグラフにございますけれども、近年では、約1万件程度ということで、これを許可件数の多い上位3教科と真ん中にございますが、教科別では、中学校では美術、技術、家庭、高等学校では、情報や職業に関する科目を中心に、特に小規模校で制度を利用しているということでございます。

このように利用は縮小してございますけれども、一方で、近年、教師の大量退職、大量採用といったような状況もある中で、また、今後の人口減少に伴って、小規模校が増加する可能性に鑑みますと、免許外教科担任制度は存続することが必要であろうと。

ただし、その利用を可能な限り縮小させるための取り組みを行うとともに、どうしても免許外教科担任が必要な場合には、先ほどの遠隔教育に関するタスクフォースの議論で御説明した、教師支援型の遠隔教育を利用することや、担当教師の研修を充実することなどによって、授業の質をできる限り向上させていく必要があるという方向性でございます。

その上で、対応策といたしまして、まず、既に1つの教科の免許状を持っている教師が、他の教科の免許状を取得する場合の要件を弾力化することによって、1人の教師が複数の教科の免許状を持って指導できるようにすることを促進するということでございます。

2点目は、免許外教科担任が授業時数の比較的少ない教科で利用されることが多いのですけれども、こうした免許状を養成するということが、こういう教科の中には採用数が少なく、それに伴って養成する大学が減少しつつあるものもございますので、免許状を持った教員を引き続き養成する体制が維持できるように、大学間の連携、協力により教職課程を設置する仕組みを検討するということでございます。

3点目は、教員需要を満たすためには、現職の教師だけではなく、退職した元教師あるいは民間出身の方など、多様な人材の活用が考えられるわけでございます。それらのためには、これらの方が有効な免許状を持っていることが必要でありますので、免許状更新講習を弾力的に受講できるようにすることとか、特別免許状、臨時免許状の積極的な活用を行うことによって多様な人材が必要なときに、適切に教壇に立てるようにするということでございます。

第4は、先ほど御説明した遠隔教育の推進に向けたタスクフォースの施策方針に基づき

まして、遠隔システムの利用による免許外教科担任の授業の質の向上を促進していくというところでございます。

また、免許外教科を担当する教師の資質向上のために放送、通信、インターネットによる講習を開発する。

最後に、免許外教科担任の運用方針を都道府県教育委員会に示して、厳格な運用や、担当する教師の審査を要請していくというところでございます。

これら教育委員会や大学による取り組みもあわせまして、免許外教科担任制度の利用をできる限り縮小するとともに、担当する教師の授業の質を上げていくための施策を講じてまいりたいと思います。

以上、御説明しました遠隔教育の推進に向けた施策方針と免許外教科担任制度のあり方に関する検討会報告について、本日の議論も踏まえつつ、近日中に取りまとめたいたと考えてございます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

今、御説明を伺って、私、とても当惑しているのですけれども、遠隔教育に関して、私たちの会議で一昨年から昨年にかけて相当集中的に議論を行ってまいりました。質の高い教育を実現する観点から遠隔教育が必要である、もっと拡大していく必要があるということは、文部科学省さんにも共有をいただいたと思っております。

その上で、制度上の課題があるのではないかとといった議論もいたしました。また、制度上はできるのだけれども、本格的に普及、拡大していないといった問題もある、こんな話もありました。

そこで、最初に御紹介もありましたとおり、まず、遠隔教育の本格的な推進のための施策方針の取りまとめをしましょうということを、今年の6月に閣議決定したわけでございます。

大変申しわけないのですが、まだ、これから検討されるということだったらいいのですけれども、今のお話を伺った限りで、遠隔教育が、これからどう本格的に推進されていくのか、全然わからなかったです。

もっと申し上げますと、この閣議決定は、今年の6月なので、もう1年3、4カ月たっておりますが、この議論をしていた時期から言えば、もう1年半ぐらいたっているのですが、何を検討されていたのかなど。

この資料で申し上げますと、2ページに書かれていることは、もう1年半前に全部わかっていたことだと思えます。

それから、資料で言うと、3ページに行きまして、幾つかの類型に分けてお書きいただいているのですが、教師支援型とか、教科・科目充実型という言葉の使い方自体は新しいのですが、書かれていることは1年半前に多くはやっていらっしやったことですね。

強いて言えば、免許外教科担任への専門性の高い先生による支援、これは、当時やっていらっしやらなかったと思いますが、これは、私たちが、少なくともこういうことはやるべきではないですかと申し上げたことが、そのまま書かれているということなのだと思います。

それから、病気療養児の方、それから、不登校児童の人たちへの支援、これは、大変重要なことだと思います。大変重要なことなのですが、私たちがお願いしたのは、こういったケースだけではなく、教育の質を高める観点で遠隔教育を全般的に、いかに本格的に普及、拡大していくのか、その施策方針の取りまとめをお願いしたわけです。

その後、4ページ、5ページ目のあたりでは予算の確保みたいな話も書かれているのですが、こういう話をお願いしたのではないと思っております。

今回、示された施策方針で、本格的な推進が進むとは、申しわけないのですが、とても思えなかったものですから、これから9月末までにどういった検討をされていくのかをぜひ教えていただければと思います。

そこに行く前に、確認のための質問を、済みません、先に私から3点ほどさせていただきますと、まず、1点目ですが、副大臣のもとでのタスクフォースを今年の6月に設置して議論をされているということをございました。今年の6月までは、どういった検討をされてきたのでしょうか。

それから、2点目ですが、遠隔教育の普及の状況と目標について教えていただきたいと思えます。

まず、高等学校の遠隔教育については、2015年に解禁をされて、昨年春にお話を伺っていた時点で言うと、その時点で24校しかまだ実施されていなかった。2015年にせっかく解禁されたのに、24校しかされていなかった。これは、もう少ししっかりやらなければいけませんねという議論をしていました。これは、2018年時点で何校になられたのでしょうか。また、来年、それから、その先に向けてどういう目標を立てられているのでしょうか。小中学校についても同じです。現状どうなっていて、どういった目標を立てられているのか、これをまず確認させていただければと思います。

3点目、これで最後ですが、免許外教科担任制度について、これは、確認ですけれども、存続されるのですか。これも一昨年から昨年にかけての私たちの議論ですけれども、未来に向けての教育の質の向上という議論をしていく中で、足下では、それどころではなくて、科目の免許を持っていない先生が年間に1万件も教えていらっしやる。しかも、これが法律の制度上は、きちんとした制度でも何でもなくて、法律の付則で暫定的な措置として、昭和20年代に設けられた制度を使って、そういったことがなされている。これは、もう早急に解決しないとイケないのではないのでしょうかという議論をしてきたと思っておりましたが、これは存続されるということに結論を出されたのかどうか、確認ですけれども、以上、3点を、まず、教えていただいて、その上で議論ができればと思います。

○文部科学省（下間審議官） 3点のお尋ねがございました。

2点目の遠隔教育の普及の状況につきましては、担当のほうから御説明しますが、1点目の副大臣タスクフォース設置までの検討ということにつきましては、平成29年度におきまして遠隔授業に係る予算事業を進める。私どもとしては調査研究を行っているわけですので、その事業を進めるとともに、その事業の成果や課題等を分析いたしますとともに、平成30年度の事業の立ち上げに向けて検討してきたと。それらを踏まえて、副大臣のタスクフォースを設置したということでございます。

3点目の免許外教科担任制度の存続ということにつきましては、もちろん有識者会議としての報告も最終的には、まだ、これからということでございますけれども、その中での議論といたしましては、やはり、ある教科の免許状を有する教員が配置できない場合に、代替する、確におっしゃるとおり、一時的な措置として定められたものでございますけれども、こうした免許外の措置というものが必要であろうという議論になってございます。

1万件ということでございますけれども、中学校では7,000件のうち、家庭が2,200件、技術が2,100件、美術が1,000件、保健体育が400件、音楽が100件ということで、実質的には、こうした教科が7割から8割を占めているところであります。

高校では、3,700件のうち、情報が1,200件、家庭が150件、保健が100件、書道が100件、美術工芸が100件といったように、いわゆる実技を伴うような教科が46%。

それから、工業、福祉、農業、商業、水産といった職業教科が1,000件ということでございます。もちろん、それに限らないわけでございますけれども、そうした中で、これらの教科の教員を、現在は、どちらかといえば、少子化の中で、採用が比較的緩やかになっているということもございまして、近年ベテラン層の大量退職に伴って、新規採用がふえてきたということございまして、一時は極端な採用抑制によりまして、こうした教員の募集というものは、ほとんどできない時期もございました。

そうした中で、現在において、こういう制度については存続が必要ではないかという議論が会議の中では行われてきているところでございます。

○文部科学省（田中室長） 失礼いたします。教育制度改革室長でございます。

座長のほうから、高校の遠隔教育の進捗状況についてお尋ねがございました。こちらに関しましては、平成29年の2017年度の実績を調査いたしましたところ、昨年度、平成29年度時点で35校、105科目にまで広がってきております。私ども、これがゴールだと思っているわけではありませんが、さらに進めなければいけないと思っております。

目標に関しましては、現在、経済財政一体改革のものと改革工程表におきまして、2020年までに70校科目にするという目標を掲げられておりますので、こちらの達成に向けて、今、関係するモデル事業等も行っておりますので、これをしっかりやっていくとともに、また、何か進めるためのガイドライン的なものも作成してまいりたいと考えております。

○文部科学省（高谷課長） 情報教育課長でございます。

小学校、中学校の御質問がございました。申しわけございません。手元に、小学校、中学校全体で何校かというデータはございません。

私ども具体的に遠隔教育をしている学校を個別に調査して、具体的な事例の掘り下げということはやっておるのですが、全体でどれだけかということは、申しわけございません、今のところは承知してございません。

○原座長 何か、今、いろいろと聞きたいことが出てき過ぎてしまって、とりあえず、簡単な質問をしますけれども、まず、高校について2020年に70校とおっしゃられましたか。これは、どこで決まっているのか、もう一回確認をさせてください。70校というのが、文部科学省さんとしては、本格的な普及だと思っていらっしゃいますか。これを見直すおつもりがあるのかどうか。

それから、小中学校についてはデータが確認できていないと、そもそもこれをどうやって本格的に、これから普及をさせていくのか、よくわからなかったのですが、これは確認をされるのでしょうか。

一旦、それだけお願いします。

○文部科学省（田中室長） 今、お尋ねがございました高等学校につきましては、これは、文部科学省だけの目標ではありませんでして、経済財政諮問会議のもとで、経済財政一体改革というのがございまして、そちらの改革工程表というのが、経済財政諮問会議で決定されております。政府全体の方針として決定されている工程表の中で、そのKPIとして掲げられているものでございますので、私ども、その達成に向けて努力をしまいたいと考えております。

○原座長 確認ですけれども、それは、いつ決まったものですか。

○文部科学省（田中室長） 何度か改定がされておりますけれども、もともとは、済みません、間違えていたら申しわけありません。たしか2015年の12月に決定されたもの、それを毎年12月に見直しをしてきたところかと承知しております。

○文部科学省（高谷課長） 小学校、中学校におきまして、どう遠隔教育を進めていくかという御質問でございます。

私ども遠隔教育の導入に関しまして、委託事業を持ってございます。その中で、具体的に遠隔授業を進める上で、ハード、ソフト、ハードというのは、機器をどう整備したらいいか、ソフトというのは、どういう授業を遠隔の中でできるようになるか、そのような事例を幾つかの学校で先行的にといいますか、成功事例、失敗事例ともに集めて、このようなガイドブックを毎年出しております。今、第3版でございましてけれども、この活動を続けて、それで、導入を考えておられるような教育委員会ですとか、そのようなところに周知徹底をして、具体的な事例として活用いただきたいというようなことを考えており、事業として進めておるところでございます。○原座長 一旦委員の皆様、どうぞ。

○大田議長 ありがとうございます。

今さらながらではありますが、基本的な考え方をお聞きします。通信技術や画像処理技術は格段に進展していますので、これを本格的に使うことによって、教育における場所の制約が軽減されて、全ての生徒が、離れたところにおいても、質の高い、専門的な教育を受

けることが可能になったというのが、私たちのそもそもの問題意識なのですが、どうも御説明を聞いていると、遠隔教育というのは、あくまで教師が不足しているとか、病気あるいは僻地にいるために教育を受けられない生徒のためのものであるとか、あくまで補完措置なのだというお考えのように受けとめたのですが、どちらなのでしょう。私たちと見ているところは一緒なのでしょう。

○文部科学省（下間審議官） 十分に見ているところが一致しているかどうかという、認識を共有しているかどうかというところが十分お答えになるかどうかわかりませんが、まず、遠隔教育というものが持つ可能性については、我々も認識を共有していると思っています。

その上で、教育の質の向上の観点から、活用する場面はよく検討する必要があるというのが私どもの立場でございます。

今の認識の中で、格段に技術が進展する中で、全ての生徒が質の高い授業を受けることが可能になっているかどうかという点については、可能性の問題として、技術の進展に伴って質の高い授業が遠隔教育を通じて実現するということはあろうかと思えますけれども、現時点において、それらが対面指導にかわるような水準まで高まっているのかということについては、議論があるところだと思います。

○大田議長 とすると、海外での遠隔教育の事例は、どの程度研究されたのか、具体的な国であるとか、参考にした事例を御紹介いただきたいと思えます。これが1点です。

それから、いただいた資料の4ページに、免許外教科担任について、1行目に赤い字で「遠隔システムを活用した免許外教科担任への支援を促進」とあるのですが、遠隔教育は、免許のない教員を前提とした補完であるのか、それとも代替であるのか、これは、どちらなのでしょう。

以上、2点お願いします。

○文部科学省（下間審議官） 外国の遠隔教育の状況、まず、1点目のお尋ねでございますけれども、文部科学省としても事例収集をしながら、それを参考に検討をしております。

米国において、通学に困難な事情を抱える子供であるとか、自分のペースで学習することを希望する子供を対象にして、例えば、全カリキュラムをオンラインで受講可能な民営・公立の遠隔教育学校が設置をされている事例も承知してございます。

オーストラリアにおいて、地理的に制約のある中で、学校に通うことが困難な子供を対象とした遠隔教育学校が運営されているという事例なども承知をしております。

あるいはフィンランドのトゥルク市において言語や宗教などの授業において複数の学校の子供を遠隔授業システムでつないで授業を実施しているものがございますとか、健康上の理由によって、病院や自宅で学ぶ子供に対する支援として授業以外のサポートや、そういう授業配信といったことを目的とした遠隔教育を実施しているというような事例も承知してございます。

また、こうした学習の個別化ということについて、米国とかオランダ、シンガポールなどの事例について、経済産業省におきまして、EdTechの研究会を設けて、さまざまに情報収集をされておりますので、それらの情報についても共有をしております。

海外の事例についての検討という部分につきましては、以上でございます。

それから、免許外の教員を配置する、遠隔システムを活用した免許外教科担任への支援という点でございますけれども、これは、教師支援型の一環として考えてございますので、当該教科の免許状を保有する教師が対面で授業を行うということが、より好ましいと思っておりますけれども、やむを得ず、免許外教科担任制度を活用している場合に、これらの授業の質を上げるという観点から、遠隔地にある免許状を有するベテラン教師でございますとか、あるいは専門性の高い教師による支援を受けるということを想定してございますので、代替という言葉は、私ども使っていないのですが、受信側の教師がさまざまに授業を実施し、その評価も行っていくという授業運営の中で、より質を高めるために遠隔地にいる専門性の高い教師が、こういった遠隔教育システムを使って、指導が必要な部分について授業を行うというようなことを想定してございます。

○大田議長 私どもは経産省のEdTechのヒアリングも行いました。そのときの話と今日の話は、余りにニュアンスが違うので、1つ目の御質問をしたのですが、先ほどの御説明によると、海外においても遠隔教育というのは、あくまで不登校や、健康上の理由、僻地の場合のみ利用されているという結論を得られたということなのでしょうか。

○文部科学省（下間審議官） 私どもとして、こうした離島とか過疎地とか、そうしたところで統合も困難な小規模校が増加するという将来像、認識は一致しているわけでございますので、こうしたケースにおいて遠隔教育をどのように活用していくかという観点で、海外の事例なども把握をしている。あるいは不登校であると、現在、非常に不登校もふえておりますし、病气療養児の自宅あるいは病院等における学習をどうサポートするかということも課題でございますので、そうした点について特に情報収集を進めたということでございます。

御説明の中では、経済産業省における情報収集の事例についても触れましたけれども、当然オルトスクールでございますとか、チャータースクール、それから、オランダ等における取り組みといったものについても、情報としては承知しております。

ただ、こうしたものが一般的に進んでいるかというのは、量と、そこに投入するコストというものの感覚が若干認識を異にするかもしれませんが、オルトスクールが一定で取り組まれているというオーダー、あるいはチャータースクールが取り組まれているというオーダーは、私どもも調査研究協力あるいは実証研究校あるいは教育課程特例校、研究開発学校といったもので、さまざまに特例を進めているような部分がございますけれども、決して数が多いと考えてございません。

例えば、オランダのイエナプランというのも小学校全体の3%ということでございますので、まだまだ十分にそれが一般的になっているということではないと認識してございま

すし、そうした中で、まださまざまな課題があって、それらについて試行錯誤している段階にあるのだらうと認識しております。

○大田議長 もちろん、いろいろな問題があって、それは解決をしながらやっていくということなのですが、規制改革実施計画にもあるように、私どもは、あくまで教育の質の一層の向上の観点から、遠隔教育が重要だと思っておりますが、今の御説明だと、文科省はこの点には懐疑的で、あくまで健康上の理由や、住んでいる場所によって教育を受けにくい人への補完的な措置だというふうに受けとめられているのかなと思いました。この点は意外感がありましたので、また、改めて議論が必要だと思っています。

2つ目の免許外教科担任に関しては、代替という言葉は使っていないが、それに近いというようなニュアンスで受けとめたのですが、それでよろしいのでしょうか。この資料の6ページの真ん中、「対応の方向性」には、「どうしても免許外教科担任が必要な場合には、遠隔教育の利用など、担当教師への支援や研修を充実」と書かれていますので、遠隔教育という手法がある以上は免許外教科担任制度は縮小していくという受けとめでよろしいのでしょうか。

○文部科学省（下間審議官） 遠隔教育との関連においてと申しますよりは、冒頭、まさに座長からも御指摘がございましたように、もともとは免許外教科担任の制度というのは、暫定的な措置として、昭和20年代やむを得ない事情として開始をしたものでございます。

したがって、そのあり方として検討をしたときに、そもそも今後の対応も合わせ見つつ、可能な限り縮小させる必要がある。これは、遠隔教育の効果的な導入を進めるか、進めないかということと別にといい方は誤解があるのでしょうか、その遠隔教育という話というよりは、免許外教科担任制度そのもののあり方として可能な限り縮小させていきたいという方向がございます。

その上で、遠隔教育の効果的な理由によって、免許外教科担任がやむを得ず手当てされているケースについても授業の質の向上を図ることができる仕組みとして、専門性の高い教師による支援のシステムを入れていこうということでございます。

○八代委員 今の質問の続きなのですが、免許外の、どちらかといえば、十分な知識を持っていない教員と、目の前にはいないけれども、はるかにベテランで十分な知識を持っている専門家を比較したときに、やはり、それは不十分な知識でも目の前にいる人間のほうがより効果的だという御認識と考えていいのでしょうか。可能な限り免許外教員を減らすと言うけれども、それを可能とする手段の1つが遠隔教育であるはずなので、そこをなぜあえて切り離されるのかということです。

これは教育以外の分野では、労働と資本の代替ということは当たり前のわけで、まさに免許外教員を必要とするほど教師が不足しているならば、それは、機械で代替する。機械と言ってもロボットではなくて、遠くにいる教師を活用するわけです。なぜ、場所がそんなに大事なのか。

それから、いただいた資料の2ページ目に、非常に教師と児童生徒、児童生徒同士の日

常的な触れ合いが教育の基盤でありと書いてあって、遠隔教育も大事だけれども、とにかく触れ合いが不可欠だということなのですが、触れ合いは別に教師とだけでなく地域住民の方でもいろんな触れ合いはあるわけで、触れ合いが教育の基本で、それが不可欠だと言ってしまったら、およそ遠隔教育というのは、本当の補助的な手段にとどまってしまうわけです。今後、労働力が不足して、日本全体の人口が減る中で、いつまで過去の触れ合いということに重視されているのかということをお聞きしたいと思います。

○文部科学省（下間審議官） 1点目の遠隔教育、ちょっと私の説明の仕方で誤解を与えているとしたらおわび申し上げますけれども、免許外教科担任が、例えば、中学校において教科の別で見ますと、7,000件のうち2,200件は家庭科、2,100件は技術科、1,000件は美術、400件は保健体育ですので、いわゆる実技を伴うような教科について、例えば、免許外教科担任を大幅に縮小させようとするれば、こうした科目において遠隔教育をとということのわけですが、そこは一定の限界もあるだろうということで、存続せざるを得ない部分があると申し上げております。

それから、2点目の発達段階を踏まえて教師と生徒の直接の人的な触れ合いを基盤とした指導というのは、私どもの用語でございますので、実際の授業の場面で、学力とか、意欲とか、本当に多様な子供たちに対して、一人一人の状況をつぶさに把握をしながら指導をしていくことが重要だということ、こうした文言であらわしているわけでありませうけれども、これが遠隔教育の持つ可能性の中で、技術的な進展とともに、こうした学力や意欲といったようなものをつぶさに把握をしながら、一人一人にきめ細かく対応していくというような授業に変わるという段階に、もちろんなれば、そうした対応であろうかと思っておりますけれども、現在、それが、対面指導にかえて遠隔教育を活用しながら進めることができるのかどうかということについては、私どもとして議論のあるところだと考えております。

○八代委員 だけれども、それは、対面指導をする人がパーフェクトなのを前提で言っておられるのです。遠くにいるからといって、はるかに指導力のある教師が、なぜ、目の前にいる指導力のない教師よりも劣っていると言えるのか。

それから、家庭科は実技だから対面の方がいいというのもよくわからない理屈で、それぞれ家庭科であろうが、美術であろうが、何であろうが、それは、能力の高い教師のほうが低い教師よりいいという場合もあるわけで、何か極端な対面主義、学校では対面で問題が起きているケースだって幾らでもあるわけですね。だから、それは、標準的な教師を基準に考えないとおかしいのではないかと思います。

○森下委員 私、2つコメントで、2つ質問なのですが、まず、コメントは、不登校児童生徒、それから病気療養児の話で、今まで違ったというのは、ちょっとびっくりなのです。というのはADHDとか、自閉症とか、アスペルガーとか、これは病気のわけですよ。

それに対して、ある意味、社会としてちゃんとこれを育まなければいけない。そういう環境の中で出て来られないわけだから、ある意味、遠隔教育にならざるを得ないと、む

しろ、教育機会を与えるためには、今まで当然だったことができていないと。今までがとんでもない状況だったと思うのです。

今回改めてと言うけれども、これは、もっと本当のところを改めてもらわなければいけない話だと思うので、むしろ、このところは、より積極的に考えないと、義務教育自体を果たしていないというのは、私はとんでもない話だと思うので、ここは根本的に従来の、特に不登校児童などは、自分で来られないのだけれども、病気で来られない人が、今、非常に多いわけです。ですから、その辺のところの認識を、まず、改めてもらわないと意味がないのではないかと。むしろ、遠隔教育をすることで、ある意味、そういう方の中には、ある特定のところが非常に秀でた人たちがいらっしゃるから、その才能を伸ばすという観点からも、ここはむしろ積極的にやってもらわなければいけない分野ではないかというのがコメントの1つです。

もう一つは、3と書いているところの、個々の児童の生徒の対応で、一番下に病気療養児に関しては、出席とならず、評価の対象外というケースが書いてありますが、病気で休んでいるのに評価の対象外にするということは、学校に戻って来られないですね。恐らく、がんとか、いろんなケースがあるのだと思うのですけれども、小児がんとかで、やはり、治るけれども、非常に長期間入院される方もいらっしゃるわけです。ここで評価の対象にしなかったら、要するに留年になって、場合によってはドロップアウトですね。そんなかわいそうなことをするのはおかしいのではないですか。御自分の子供の事情で、これは、別に休みたくて休んでいるわけではないのですから、ここは評価の対象としないというのは、私は非常に納得できないのですけれども。そこが2点目です。

質問としては、先ほど来、中学では、家庭と技術、美術だと、だけれども、高校を見ると、情報が一番多いわけですね。情報というのは、ひょっとしてICTの話ならば、とんでもない話だと思うのですけれども、ここは代替教員ができるような分野だとは思わないので、この情報というのは、どういう教科を言っているのかをお聞きしたいというのが1点質問。

もう一点は、普通に考えると、英語におけるネイティブスピーカーとの授業というのは、なければいけない話だと思うのです。これだけ英語教育を文科省も含め、政府全体も伝えていこうとしている中で、基本は、避けては通れない道なのに、正直、そこで遠隔教育を使わなかったら、ネイティブな英語等を通じる機会はまずないですね。なぜ、その事例などが出てこないのか、私は非常に疑問だったのですけれども、それこそ英語の実技というか、英語がネイティブにしゃべれない方に幾ら習っても意味がないと思うのです。

ですから、そういうところの事例が出てこないのは、なぜなのかという質問なのですけれども。

○文部科学省（下間審議官） まず、コメントとしていただいた不登校あるいは病気療養児に対する取り組みが、既に取り組みされているべきことであつたのではないかという御指摘については、そのとおりかと思えます。

今回、この規制改革推進会議から遠隔教育の推進方策についての検討を求められ、さま

ざま検討する中で、これらについては、私どもとしても積極的に対応が必要だということで、病気療養児に対する病院等での遠隔教育について、しっかりと出席扱いとし、評価に反映できるように制度改正をするということになったところでございます。

もっと以前から行うべきだったのではないかということは、御指摘として受けとめたいと思います。

○森下委員 ごめんなさい、今の点、3ページにならないと書いてあるのですけれども、なるのですか。

○文部科学省（下間審議官） 済みません、これは、現状と課題でございまして、現状として課題があるので、4ページの冒頭のところで、2点目として、病気療養児に対する遠隔教育について出席扱いとして評価に反映できるよう制度改正をすると。

○森下委員 その一定の要件というのは、どういうわけなのですか。ここでまた要件が加わったら意味がないと思うのですけれども。

○文部科学省（田中室長） 一定の要件に関しましては、現在、検討を進めているところですが、例えば、もとのクラスの遠隔教育の配信元のほうの先生、もとのクラスがあるわけですが、その先生が、例えば、定期的に訪問をして、子供の様子を確認するとか、あるいは宿題とかがありますね、そういうのをちゃんとやっているか確認するとか、あるいは保護者と連携をするとか、そういったちゃんと病気のお子さんに対するフォローがしっかりできているかどうか。単に映像を一方的に流しておしまいということではなくて、しっかり身につくような体制になっているか、そういったことが要件として考えられるのではないかと考えております。

○森下委員 意見ですけれども、先ほど少しお話がありましたけれども、学校の先生がいやで不登校しているケースもあるわけですね。だから、非常にいろんなケースがあるので、対面にこだわると、結局、意味がないことになりかねないと思うので、必ずしも本当の話、対面でなければいけないというのを、ここまで応用するのは、病気の本質を見失っているのかと思いますけれども。

○八代委員 一言、遠隔教育というのは、映像を流すことだというようなことを言っておられていましたが、これは映像ではなくて、向こうに生身の教師がいて話すわけですから、そういう認識は問題ではないかと思えます。現場だって映像を流しているケースは幾らでもあるわけですから。

○文部科学省（田中室長） 誤解を招くような発言で申しわけありませんでした。

まさに、まず、八代先生がおっしゃられましたように、生身の授業、それも受け答えがしっかりできると、それが同時双方向で確保されていることが遠隔授業の肝であると考えております。そこは、ちょっと私の言葉足らずでございました。

それから、病気の状況にもよるところがあるかと思えます。御指摘のように、不登校、それも場合によっては発達障害を原因とした不登校もあるかと思えます。そういった子たちは、先生の顔を見たくない、同級生の顔を見たくない、そういう状況のお子さんもい

ると思います。

それに関しましては、また、別の対応策があると考えておまして、その場合は、必ずしも、今、申し上げたような同時双方向ではない形で勉強をしてもらって、時々先生が、それも信頼できる先生がフォローに行くとか、そういったことが必要かと思っています。

一方で、先ほど御例示をいただきましたような、例えば、小児がんで闘病している、もともとのクラスにいたのだけれども、1年入院しなければいけないと、そういったお子さんたちがクラスと遠隔でつなぐことで、クラスメートの顔も見られる、クラスメートからも声をかけてもらえる、先生からも温かい声をかけてもらえる、こういったことは、ぜひ進めてまいりたいと思っています。

また、そのときに評価というのは、成績をつけるという面がありますので、今、言ったようなお子さんであれば、当然、先生とか友達にも会いたいとは思っています。そういったときは、先生が訪問して行って、ちゃんとわかっているかどうかというのを、ある意味、対面で確認する。そういった場面も必要かなと、そういうことを申し上げました。ちょっと言葉足らずで申しわけありませんでした。

○高橋委員 ちょっと補足をお願いします。今の教科外免許の話なのですが、許可件数の多い上位3教科について、中学校が家庭、技術、美術と書いてあります。私の経験ですと、これは、教員養成大学だったら、伝統的に養成課程のある科目だと思うのですが、なぜ、こういうふうに伝統的にきちんと養成をするシステムがあるところが、こんなに許可件数が多いのかと。

要するに、主要科目が優先して、これらの科目については、これを配置する余裕がないということで、こうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

もう一つ、情報について、優秀な人を資格手当みたいなもので確保する話はないのかどうか、この辺について少しお聞かせ願いたいと思います。

○原座長 森下委員の質問の後半も、まだお答えをいただいていたので、あわせてお願いします。

○文部科学省（高谷課長） 森下先生の御質問の後半の情報教育の話でございます。

高校での情報教育というのは、まさにプログラミング教育だとか、その分野でございます。

その先生方については、まずは情報教育というものをしっかりと進めていかなければいけないということで、まずは、情報の免許を持った人をふやす、もしくは、今の先生方に情報の免許をしっかりとお取りいただくということで、今、免外というのは、やはり、情報教育というものが入ってきた中で、それが、ある意味、追いついていなかったところもあります。そこは、しっかりと免許を取る方向で、私ども、まずは動いていきたいと考えてございます。

○森下委員 ICTのところの話だから、まさに、これが理由で遠隔教育の話が出ていて、その教員が足りないから対面ですというわけのわからない話だと思うのですが、こ

れこそ本当は遠隔で、それこそスペシャリストの方々に教わらないと意味がないし、まさに、それができるのが遠隔教育ではないですか。今の話は、もう完全に話が逆転していると思いますけれども、そこは、代用教員が教えてもらって、正直プログラミングが書けない人がプログラミングを教えるなどということはできないですね。根本的には、今の発想は間違いではないですか、むしろ、こここそ、遠隔教育の中心、肝だと思えますけれども。

あと、もう一点、英語の話もぜひお聞かせください。

○文部科学省（高谷課長） 恐縮でございます。情報につきましては、おっしゃるとおり、高校段階ですので、遠隔教育というのも、もちろん進めてまいりたいと思います。いずれにせよ、免外の教員というものを減らすべく、そこは努力をしまいたいと思います。

また、英語につきましては、教師支援型のところで、ALTの活用があり、ネイティブのスピーカーにしっかりと遠隔で先生の授業に参画していただくというものは、私ども英語能力を高める上で重要だと思っております。英語での遠隔教育の活用につきましては、私ども来年度からパイロット・プロジェクトなども進めて、促進していきたいと考えてございます。

○森下委員 ぜひ、全体の数をどれぐらいにされているかというのを把握しておかないと、当然ながら、どの学校でもこれはやるべき話だと思うのです。私、自分が習った中学の先生に申しわけないですけれども、やはり、英語ではないものを習ったとしか言いようがないと思うのです。

だから、そういう意味で言うと、やはり、英語嫌いになるというのは、ここでくじけるのが一番大きいので、各学校が全部がこれをやると、100%普及が当然だと私は思いますけれども。

○原座長 あと、高橋委員の質問に対するお答えをお願いします。

○文部科学省（長谷室長） 教員免許企画室長でございます。

高橋先生の御質問に関しまして、技術、家庭、美術等でございますけれども、養成数自体は、御指摘のように、大学でかなり養成されておりますので、毎年度の採用数をかなり上回る数の免許状が出ておるのですけれども、これらの教科が標準的な授業時数が少ないですので、なかなか小規模な学校ですと、1人の先生を配置することが難しいというところがございます。

ですので、複数の学校を兼務して1人の先生を配置したりとか、いろんな取り組みをされておるのですけれども、なかなかそれでも賄えないというところで、免許外教科担任が活用されているという例がございます。

○大田議長 7月に、この投資等ワーキング・グループでヒアリングをしましたときに、地方創生事務局から義務教育での遠隔教育について、茨城県から具体的な提案が上がっているという説明があったのですが、これについては、どうお考えですか。

○文部科学省（下間審議官） 7月の会議資料も拝見しておりますし、茨城県から、そういう御提案があったということは承知をしてございますけれども、詳細については、私

ども、まだ把握をしてございませんで、具体的にどういうニーズがあるのか、また、茨城県における実態とか、御提案の内容について、しっかり御意見をお伺いしながら対応を検討してまいりたいと考えております。

○高橋委員 済みません、情報についての資格手当の話は、どうなりましたか。補助金を出すとか、そういうことは考えられないのですか。

○文部科学省（長谷室長） 情報につきましても、養成数自体は、かなりたくさん出ておりました、やはり、情報も現行の学習指導要領ですと、まだ、授業数がそれほど多くないので、なかなか1人の先生を採用して配置するところ、現実的に難しいところがございまして、ですので、御指摘のように、そこに対して、何かプラスアルファのインセンティブを付与するというのは、1つの考えであろうかと思いますが、なかなか今、財政的などところについては、我々のほうでコミットして申し上げられるところは、できないところがございます。

○田和室長 事務的な話であれなのですが、先ほど議論のあった改革工程表、確かに2015年の経済財政再生計画に基づいて改革工程表はできています。

今回、6月の骨太の方針で、新しい経済財政再生計画を策定し、年末までに、まさに改革工程表を見直すとなっておりますので、今日の議論などを踏まえて、また、その辺が多分議論になっていくのだらうと思います。

○飯田委員 免許外教科担任縮小に向けて、その中で遠隔教育をとということなのですが、昨今、いろいろな地区で話題になっていきますように、今までは学生側、生徒側がどう受けとめるかだったのですが、教員側の負担の問題で、例えば、遠隔教育をやっても現場に、教室側に教師がいなければならないのであれば、負担は、送信側と受信側で、むしろマンパワーがふえてしまっているという状況にありまして、さらに、途中でも課題として出てきました、いわゆる機材等のトラブル等を考えますと、これもちょっと財政的なものともかかわってくるのですが、こういった事務的な作業であったり、事務的な補助を行うような職員であったり、そういったものの追加の配置または教師双方向の場合、ある程度学年が上の場合であれば、教師なしで、つまり受信側教師なしで行えるような、限定的なケースになるかもしれませんが、ケースみたいなもの、そういったことの検討というのは、行われているのか、進んでいるのかを伺えればと思います。

○文部科学省（高谷課長） 御質問1点目の先生側の支援のところでございます。

この資料にも5ページに書いてございますが、ICTに関しては、ICT支援員という者を4校に1校程度配置できるような地方財政措置をとっておりますが、実際、これがまだ進んでおりません。それは、やはり、まだ必要性がないというか、もしくは手が回らない、いろんな原因があると思います。

私どもは、やはり、そういう専門的に支援をしていただくようなスタッフがいると、いないとは大違いだというのは、現場の先生からも、あとはほかの事例からも聞くところであります。この配置というのは促進していきたいと思っております。

その下にございます、ICT活用教育アドバイザーといたしますのは、私どもが自治体に直接アドバイスをするという制度でございます。ハード、ソフト両面にわたってサポートをしていきたいと思っております。

加えまして、日常の、例えば、機器のちょっとしたトラブルとか、機器をどう整備していったらいいのかというのは、少し先ほど御紹介しましたガイドブックだけではなかなか立ち行かないところはあるかもしれませんけれども、このようなものも参考にさせていただきながら、相談に乗っていききたいと考えてございます。

○飯田委員 あと、例えば、教科や学年を限定して、例えば、教師が受信側にいないでも何とか授業を進行するシステム等は考慮されたりしていますでしょうか。

○文部科学省（田中室長） 先ほど御紹介申し上げました例の中で、例えば、病気、不登校のお子様のことに关しましては、そちらに教員がいない場合でも成り立つという前提で考えております。

それ以外の授業の場面に関しましては、安全管理の問題等もございますので、必ずこちら側には、高校も含めて教員がいるということが前提ではないかなと考えております。

○原座長 よろしいですか。

先ほど、田和室長からも改革工程表見直しのプロセスもあるということでありましたが、2020年に70校、先ほど来、議論になっている免許外教科担任の情報が1,248件と比べただけでも桁が幾つも違っていると思いますので、全く話にならないと思います。ぜひ、しっかりと、これからの見直しができればいいのではないかと思います。

大変申しわけないのですが、今日、ずっと議論を伺っていて、とても失望いたしました。議長から質問もありましたけれども、海外の事例、私たちが限られた話を聞いている限りでも、遠隔教育などというのは第一歩であって、海外は、その先のステップに進みつつあるということなのだろうと思っています。

いまだに、この遠隔教育の本格的な普及拡大の施策の取りまとめすらできない、こんな状態になっていたのでは、日本の教育はどうなってしまうのかという大変な危機感を持ちました。9月の末までに引き続き御検討をいただけるということなのだろうと期待しておりますが、一方で、1年半たって、この状況でございます。私たちも並行して検討する必要があるのではないかと思います。9月の末、ずれ込んでしまう可能性もあるのかもしれませんが、ぜひ、引き続き、この議論はしっかりとさせていただきたいと思っております。

では、どうも大変ありがとうございました。